

平成28年(ワ)第2407号

自衛隊南スーダンPKO派遣差止等請求事件

原告 平和子

被告 国

準備書面7

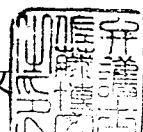
- 南スーダンPKO派遣と陸自中央即応集団 -

2017(平成29)年10月13日

札幌地方裁判所 民事第1部合議係B 御中

申立人代理人

弁護士 佐藤博文



弁護士 池田賢太



記

第1 原告の主張

1. 本書面の目的

本書面は、自衛隊の本件南スーダンPKO派遣が、軍事的に最も精強な部隊である中央即応集団の指揮監督の下に行なわれており、実際にも同集団の要員が派遣され軍事的に枢要な任務を遂行していることを明らかにし、本件派遣が憲法9条1項の「武力の行使」及び同条2項の「戦力の保持」に該当する違憲の行為であることを明らかにする。

2. 本件派遣命令及び「全般活動計画」と中央即応集団の役割

- (1) 本件南スーダン派遣は、防衛大臣の命令(国際平和協力業務の行動命令。略称「行平命」)、統合幕僚長の指令、陸上幕僚長の措置指令を承けて、中央即応集団司令官の命令(行平命)に基づいて実施されたものである(甲A192「南スーダン派遣施設隊等(第10次要員)全般活動計画」)。
- (2) 「全般活動計画」は、中央即応集団として、南スーダン派遣施設隊及び南スーダン派遣警務班(略称「派遣施設隊等」)要員の活動の基準を定め、その準拠を示す文書である。
- (3) 「全般活動計画」は、中央即応集団が、派遣隊等の要員に対し、「情報、教育訓練、兵たん、人事、通信、民生協力、広報、会計、衛生、総務、法務、監察」等派遣隊の活動全般にわたり、活動基準と準拠を示すものである。

3. 中央即応集団の組織と法的根拠

陸上自衛隊中央即応集団は、イラク特別措置法に基づき2004年1月からイラク・サマワに派遣されていた陸上自衛隊が、2006年6月の撤退後、2007年3月28日に、国際平和協力活動及び国内における各種事態(ゲリラや特殊部隊による攻撃など)に即応するために新たに編成されたもので、当初は、朝霞駐屯地内に設置されたものである。

- (1) 陸上自衛隊の部隊は、方面隊、中央即応集団その他の防衛大臣直轄部隊とする(自衛隊法10条1項)。
- (2) 中央即応集団は、中央即応集団司令部及び団、連隊その他の直轄部隊から成る(同法10条2項)。
- (3) 中央即応集団の長は、中央即応集団司令官とする(同法12条の3。1項)。
- (4) 中央即応集団司令官は、防衛大臣の指揮監督を受け、中央即応集団の隊務を統括する(同法12条の3。2項)。
- (5) 中央即応集団司令官は、陸将をもって充てる(同法施行令12条の6。1項)。
- (6) 中央即応集団の事務は、中央即応集団司令官が掌理するものとする(同令12条の6。2項)。

- (7) 中央即応集団副司令官2人を置き、陸将補をもって充てる(同令12条の7。2項)。
- (8) 中央即応集団幕僚長1人を置き、一等陸佐をもって充てる(同令12条の7。3項)。

4. 中央即応集団の各部隊の概要

- (1) 中央即応集団司令部(相模原市)。
- (2) 第1空挺団(船橋市、習志野)。
- (3) 特殊作戦群(同上)。
- (4) 第1ヘリコプター団(木更津市)。
- (5) 中央即応連隊(宇都宮市)。
- (6) 中央特殊武器防護隊(さいたま市、大宮)。
- (7) 國際活動教育隊(御殿場市、駒門(こまかど))。
- (8) 対特殊武器衛生隊(東京都練馬区、朝霞)。

5. 中央即応集団の実態

- (1) 中央即応集団の実態は、主として、海外派遣と海外での戦闘、武器使用、武力行使の任務を有する部隊である。このことは、上記各部隊の、①保有、使用する、主要兵器、装備品、②訓練、演習の内容、③米陸軍、米海兵隊との共同訓練、共同演習の内容等を、新聞、雑誌、公刊物で知り得るかぎりでも明らかになっている。
- (2) 例えば、中央即応集団の実態について、下野新聞(2008.9.8~9.26付／甲A199の1~12)はその“精銳”部隊ぶりについて、以下のように書いている。
 - ア 「12キロの防弾チョッキを装着した、十数人の中央即応連隊(中即連)の隊員が自動小銃を構えている。右太ももには短銃を装着している。迷彩色のヘルメットの下には、目を弾丸の破片から守る軍用ゴーグルがある。イラクに駐留する米海兵隊をほうふつとさせる。実践を想定したスタイルだ。」(甲A199の2)
 - イ 「『陸上自衛隊で最初に死ぬのは、われわれ中央即応連隊員です』1日、宇都宮駐屯地応接室。中央即応連隊(中即連)の山本雅治連隊長(4

8) の言葉に耳を疑つた。

8月、隊員家族への説明会でも同じ話をしたという。『明確に言いました。

『覚悟して下さい』と」」（甲A199の3）

ウ 「傘下部隊である中即連は、海外派遣の先遣隊として、主力部隊が来るまで宿营地設営や警備を担う。他に習志野駐屯地にある対テロ専門の特殊作戦群や落下傘部隊の第一空挺団などで編成される中央即応集団は、計約4200人体制だ。」（同）

エ 「中央即応連隊（中即連）の隊員が別隊員の肩を引き寄せた。2つの顔を並べて、こう言った。「300メートル先からでも、狙った方の顔だけ射抜く技術が必要なんです」「日本一実弾を使う部隊」（中即連幹部）」（甲A199の5）

オ 「最も過酷な訓練とされる「レンジャー」、落下傘降下を繰り返す「空挺」など、特殊技能を習得した隊員は、全体の3割を占める。

レンジャー過程は山岳地帯などで約3カ月の訓練を受け、サバイバルの特殊技能や戦闘能力を高める。ヘビの皮を口で裂いて食べることもある。」（甲A199の6）

カ 「7月上旬、宇都宮駐屯地。3、4人の中央即応連隊（中即連）隊員が乗り込んだ軽装甲機動車5両が200メートル先の的に向かう。的は人をかたどったベニヤ板だ。

車両の屋根が開き、隊員が半身を乗り出す。屋根に固定された機関銃を左右に動かしながら、人型の的を狙う。

タイヤに1、2発被弾しても2、30キロは走行可能、という。「派遣国で敵に襲われるという最悪の事態を想定している」（中即連幹部）」（（甲A199の7）

6. 南スーダンPKO派遣における中央即応集団の役割

(1) 前述したように、先遣兵力として中央即応集団を現地に投入することが多く、本件派遣においても、第1次隊は派遣隊員の大部分が同隊員であった。同集団よ

り特殊作戦群（米軍のSFG=グリンベレー= 戦闘部隊であると共に友好国の軍や親米軍事組織に特殊作戦や対ゲリラ戦の訓練を施す訓練部隊に相当）が現地で投入され、一般部隊の自衛官を警備するとされる。

第2次隊以降も最後の第11次隊まで、中央即応集団から相当の要員が選抜されている。

(2) 中央即応集団司令官が作成した「全般活動計画」（甲A192）の末尾（別紙第10）には、報告区分という表があり、「日々報告」が義務づけられている。

従って、日々報告は、命令によって作成を義務づけられた公文書であり、かつ、「国際平和協力活動に関する研究及び教育訓練（国際活動教育隊・国際平和協力活動等派遣部隊）」に資することを目的としているから、海外派遣活動の経験・教訓を積み重ねるために必要なことであり、廃棄する性質の文書ではない。

今般の、防衛省による日報の廃棄及び黒塗り開示は、現地の戦闘現状を隠蔽するとともに、本件派遣における軍事的に精強部隊である中央即応集団の存在と役割、活動実態を隠匿するためという一面がある。

7. 命令、指令、「全般活動計画」の提出・審理は不可欠

以上より、本件南スーダン派遣の性格、実態、憲法適合性を判断するにあたっては、中央即応集団の性格、実態、及び前述した各命令、指令、全般活動計画などの内容、中央即応集団が安保関連法制による新任務（駆けつけ警護、宿营地の共同防護など）にどう対応したか等の審理が不可欠であると思料する。

第2 求釈明

被告は、第1次から第11次隊までの各派遣において、南スーダン派遣施設部隊を含む派遣要員全員のうち、中央即応集団から派遣された人数を明らかにせよ。また、それが前記4のどの部隊から、それぞれ何人派遣されたのか、その任務は何なのかについても明らかにせよ。

以上